

議案第 6 9 号

岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例（昭和60年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「の定める」を「に定める」に改める。

別表第1 中北部保育園の項及び仙奈保育園の項を削り、同表に次のように加える。

|          |                |
|----------|----------------|
| さくらのこ保育園 | 岩倉市井上町畑田186番地1 |
|----------|----------------|

別表第2 中北部保育園の項及び仙奈保育園の項を削り、同表に次のように加える。

|          |     |
|----------|-----|
| さくらのこ保育園 | 158 |
|----------|-----|

### 附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。